

■福島市客引き行為等の防止に関する条例改正の概要

1. 対象行為 (1)客引き(第3条第1項) ・相手方を特定して、営業に係る客となるように、人を誘う行為(第2条)

(2)誘引(第3条第2項) ・不特定の者に呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、営業に係る客となるように、人を誘う行為(第2条)

※「客引き」と「誘引」については、風俗業とその他の業種を区別しました。

① 接待をして、飲食をさせる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)をする営業(第3条第1項第1号)

② 人の性的好奇心をそそる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)をする営業(第3条第1項第2号)

③ 風俗案内(①又は②に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、有償又は無償で当該情報を提供する営業(第2条第4号))(第3条第1項第3号)

(3)客待ち(第4条) ・客引き又は誘引をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待つ行為(第4条)

2. 罰則等

(1)風俗業とその他の業種について課される罰則について区別し、風俗業については現行条例と同様の刑事罰を、それ以外の業種には行政罰で対応することとしております。

(2)その他の業種に、過料を科す場合の条件として、勧告後に違反行為を行った場合とする規定(第11条第4項)を設けております。

禁止行為	業種	立入検査等 (第7条)	指導※1 (第5条)	勧告※2 (第6条)	公表 (第8条)	罰則、過料 (第11条第1、2項 第12条)	常習性 (第11条第3項)	両罰規定 (第13条)	警察への 協力依頼 (第9条第1項)	警察への 情報提供 (第9条第2項)	条例外
		本人 雇用法	本人 雇用法	本人 雇用法	本人 雇用法	本人	本人	雇用法 (本人が処罰され た場合)			
客引き (第3条第1項)	風俗業	×	○	×	○	3月以下の拘禁刑または 20万円以下の罰金 (刑事罰・警察対応)	6月以下の拘禁刑または 50万円以下の罰金 (刑事罰・警察対応)	○	○	○	
	その他	○	○	○	○	5万円以下の過料 (市対応)		○	○	△	福島県迷惑行為等防止条 例第11条 (刑事罰・警察対応)
誘引 (第3条第2項)	風俗業	×	○	×	○	3月以下の拘禁刑または 20万円以下の罰金 (刑事罰・警察対応)	6月以下の拘禁刑または 50万円以下の罰金 (刑事罰・警察対応)	○	○	○	
	その他	×	×	×	×				×	×	
客待ち (第4条)	全業種	○	○	×	×				○	○	

※1 指導:未然防止のための対応

※2 勧告:指導に従わず罰則対象行為を行ったことに対する対応